

身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保事業Q & A

Q 1 事業の申請について、期間や回数に決まりはあるか。

A 1

期間や回数に特に制限はない。ただし、年度単位で申請していただく必要がある。
申請書類の提出時期等の詳細については事前に都担当者にご相談いただきたい。

Q 2 交付要綱別表の「事務補助員」について、職種の制限はあるか。

A 2

交付要綱別表の「事務補助員」は送迎（運転業務）を行う職員を指しており、職種による制限はない。

Q 3 交付要綱別表の区分「事務補助員等」の対象経費「外来受診の際の送迎に係る人件費又は使用料及び賃借料等」について、具体的にどのような経費を指すのか。

A 3

例として、以下の経費が対象となる。疑義がある場合は、申請の前に都担当者にお問合せいただきたい。

- (1) 人件費：送迎（運転業務）を行う職員の人件費
- (2) 使用料及び賃借料：介護タクシー、民間救急、透析医療機関による送迎等の利用料金

Q 4 看護師の付き添いなしで、運転手 1名で送迎した場合、「事務補助員等」の区分のみ補助金を申請できるか。

A 4

申請できる。

また、看護師の付き添いなしで、介護タクシー、民間救急、透析医療機関による送迎等を利用して利用料金を支払った場合も、「事務補助員等」の区分のみ補助金を申請することができる。

Q 5 通院先の透析医療機関が無料で送迎を行い、精神科病院の看護師が付き添いを行った場合、「看護師」の区分のみ補助金を申請すればよいか。

A 5

そのとおり。

Q 6 他の医療機関への外来受診により慢性維持透析治療を実施したが、東京都に事前に連絡をしていなかった。この場合、補助金を申請することはできないのか。

A 6

年度内であれば申請が可能である。まずは都の担当者にご連絡いただき、申請書類の提出時期等についてご相談いただきたい。

【担当】

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課精神保健担当

電話：03-5320-4461

電子メール：S1140705@section.metro.tokyo.jp